

令和 7 年度 堺市社会福祉法人等指導監査実施方針

1 基本的方針

本市においては、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）について、社会福祉法人制度に則した適正な法人及び施設の運営並びに利用者本位の良質な福祉サービスの提供等円滑な社会福祉事業の確保を目的として、法人の自主性及び自律性を尊重し、社会福祉法などの関係法令等に基づき、次のとおり実施方針を定め、指導監査を実施する。

2 実施体制等について

（1）指導監査体制

健康福祉総務課及び各施設所管課職員

※指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を加えて実施する。

（2）指導対象

堺市所管法人及び施設

（3）実施期間

令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月

3 指導監査の実施

指導監査は、別に定める「堺市社会福祉法人等指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施する。

なお、指導監査の実施にあたり特に留意すべき事項を次に掲げる。

（1）他自治体等と相互に連携した指導監査の実施について

本市所管の法人が経営する施設等が所在する他自治体及び本市に所在する施設を経営する法人を所管する他自治体については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携するよう努める。

（2）利用者、家族等及び業者からの聴取の実施について

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するために必要があると認められる場合は、利用者及び家族等からも事情聴取を実施することがある。

また、不適正な会計処理が懸念される場合にも、関係業者等からの事情聴取も実施することがある。

4 指導監査の重点事項

（1）適正な法人運営の確保

ア 役員・評議員の選任手続は適正か。

- ・欠格事由、特殊の關係に該当しないこと、反社会的勢力に属する者でないこと、民法上の委任の終了事由に該当しないことを確認しているか。
- ・評議員・役員の選任手続きにおいて、就任承諾書等により就任の意思表示があったこと

を確認しているか。

- ・理事のうちに施設の管理者が選任されているか。
- ・評議員、理事、監事の評議員会・理事会への出席状況はどうか。

イ 理事会・評議員会の招集手続が適正に行われているか。

- ・定時評議員会の開催時期は適切か。
- ・招集通知が省略された際、理事・評議員全員の同意を得ているか。

ウ 理事会・評議員会において決議が必要な事項について、決議が行われているか。

- ・理事会で評議員会の招集・議題・議案の決議を行っているか。
- ・決議を行う際に、議案について特別の利害関係を有する評議員・理事の有無を確認しているか。
- ・役員等報酬等支給基準について評議員会の承認を受けているか。

エ 理事会・評議員会の議事録が適正に作成されているか。

- ・決議の省略を行った評議員会、理事会の議事録を作成しているか。
- ・評議員会、理事会の議事録に、定款に定める者の署名又は記名がされているか。

オ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

カ 理事長及び業務執行理事は、定められた頻度で職務執行に関する報告をしているか。

(2) 適正な会計管理の確保

ア 経理規程が遵守されているか。

イ 社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が適正に行われているか。

- ・寄附金を受領する際に、寄附申込書の徴取や領収書の発行が行われているか。
- ・入札が必要な物品購入や工事で入札が適正に行われているか。
- ・100万円を超える工事及び物品購入等について、書面による契約を締結しているか。
- ・随意契約を行う際に、見積合わせなどにより適正な価格を判断しているか。

ウ 会計処理に当たり内部牽制体制が確立されているか。

エ 計算書類、附属明細書及び財産目録は適正に作成されているか。

- ・計算書類、附属明細書の数値に不整合や記載誤りがないか。

オ 現金等の管理が適正に行われているか。

カ 会計責任者や出納職員、固定資産管理責任者などの会計職員を任命しているか。

(3) 適正な施設・事業運営の確保

ア 各種規程と実態が整合しているか。

イ 虐待防止及び身体拘束の廃止が適切に行われているか。

ウ 感染症及び食中毒等の予防対策が適切に行われているか。

エ 実効性のある防災対策が行われているか。

オ 事故発生の防止及び発生時の対応が適切に行われているか。

- ・避難・消火訓練が、児童福祉施設では毎月1回以上、その他の施設では年2回以上実施されているか。

5 改善状況の確認

指導監査の結果、法人及び施設に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状

況が確認できる挙証資料の添付を求め、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。